

3章 初動体制、応急給水、応急復旧

3.1 初動体制

3.1.1 石川県

県庁内では、「石川県地域防災計画（震災対策編）」（以下「防災計画」という。）に基づき、災害対策本部体制の設置等をはじめ、各課において、「災害時等における執務体制要領」（以下「執務要領」という。）を定めている。

今回の能登半島地震は、3月25日（日）午前9時40分頃に発生し、その震度が、能登地区において6強と伝えられたことから、ほとんどの職員が防災計画（「震度5強以上の地震が発生したときは、直ちに職員全員が登庁すること」を規定）に基づき登庁した。

同日の12時30分には、知事を本部長とする災害対策本部が設置され、県奥能登総合事務所内には現地災害対策本部が設置された。同時に開催された第1回本部会議では、直ちに、被災状況の把握や復旧など災害対策に取り組むこととなった。

災害対策本部体制により、水道災害対策を担当する水環境創造課では、防災計画に基づき、能登北部保健所と連携し、まず、水道施設の被災状況や飲料水の確保状況を把握するため、能登地区の12市町に電話及びFAXによる情報収集作業を進めた。電話回線がなかなか通じない時間帯が続いたが、25日夜までには、県下9市町において水道施設が被災し、このうち7市町において断水戸数が13,280戸（後に1町から10戸の断水報告があり、累計断水最大数は13,290戸と公表）に及んだことが判明した（表3.1参照）。

また、水道施設の被災は、管路の破断が多くみられたが、輪島市においては、2カ所のステンレス製配水池が大きく破損したほか、穴水町や能登町においては、浄水場施設の一部においてもコンクリートの亀裂や設備の破損がみられた。

一方、上下水道の被害が最も大きいと認識された輪島市門前町地内については、より詳細な被害状況を把握し、迅速かつ的確な応急復旧支援を講ずるため、25日夜から、現地となる輪島市門前水質管理センター（輪島市門前水道課、下水道課）に水環境創造課職員2名を派遣し、災害情報収集に努めることとした。

また、輪島市水道課及び輪島市門前水道課には、能登北部保健所職員1名が随時立入り、飲料水の衛生確保に努めた。

このような情報収集作業の結果、以後の断水状況は、表3.2のとおりであった。